

第7回「統計データの二次利用促進に関する研究会」議事概要

1 日時 平成20年6月16日(月) 14:00~16:00

2 場所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者 廣松座長、玄田委員、椿委員、中原委員、山口委員
(オブザーバ)総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター、日本銀行

4 議題

(1) 研究会報告の中間とりまとめ案について

(2) その他

5 議事の概要

議題1 研究会報告の中間とりまとめ案について

事務局より、資料1に基づき、研究会報告の中間とりまとめ案について説明を行った後、追加検討事項について検討を行った。

主な意見等は次のとおり。

《一部営利目的が含まれる場合の統計調査活動への影響》

- ・ 研究計画を細かく記載させ、明らかに営利目的と分かるものがある場合は、除外すべきではないか。(山口委員)
- ・ 業務資料や特定の顧客へのレポートの作成については公益性が認められないとして除外規定と考えている。(廣松座長)

《教育目的について》

- ・ 教育で使用する場合は教育用データセットを用意した方がよい。また、USBにコピーできないようにするなど、使用環境を厳しくすべきである。(山口委員)
- ・ 教育用のデータは、外へ出てもリスクが少ないように加工して配布することを将来的に考えた方がよい。(椿委員)
- ・ 利用申出者の定義が曖昧なので、教育目的で利用する場合の申出者の範囲についても記載すべきである。(玄田委員)
- ・ 利用者の範囲は指導教授が認めた研究補助者(RA:リサーチ・アシスタント)、教務補助者(TA:ティーチング・シスタント)も含めるべきである。(玄田委員)
- ・ 履修登録者が特定できないと匿名データが利用できないとなると、講義計画が立たないという疑義が来る可能性もある。(玄田委員)

不特定多数に提供すると、学生が万が一データを漏洩した場合罰則をどうするかという問題もあることを了解してもらい、安全にスタートしたい。(事務局)

- ・ 半年前から学生にレクチャーする等、下準備をしておくことも含めて、講義計画を見直すことも検討するべきと考える。(玄田委員)
- ・ 匿名データを使って分析を行う前に、予備講義のようなことを行い、個人データを扱うとはどういうことで、どういうことが許され、どのような分析が行われるかという基本講義を履修した者を前提として登録するというのもできるのではないか。(椿委員)
- ・ 教育目的で利用する場合は、統計倫理を担保するための教育上の措置について記載させた方がよい。(玄田委員)
- ・ 講義内容に統計倫理が含まれていることを前提としてはどうか。(廣松座長)
- ・ 誓約書は、演習履修者全員に提出させることになるのか?(玄田委員)
全員に提出してもらおう。(事務局)
- ・ 添付書類は講義計画書やシラバスを出すということでよいのではないか。(廣松座長)

- ・ 教育目的の場合、匿名データの提供を受ける相手は、授業をする先生だけなのか、あるいは授業を受ける学生も匿名データの提供を受ける相手となり、一人一人が誓約書を書くことになるのか、整理した方がよい。(中原委員)

学生も匿名データに触れる者ということで全員に誓約書を書かせるということではないか。(廣松座長)

利用申出者については、匿名データを使って統計表を作成し、それを授業で使う場合は、申出者は先生のみとなるが、匿名データを演習で学生に使わせ、統計表を作らせ、卒業論文などの成果物としてまとめるのであれば、匿名データを利用するすべての学生から申請書を出してもらうという運用を考えている。(事務局)

- ・ 教育目的の場合、申出について、どのような場合なら良いかを例示として書き込まないと混乱するのではないか(玄田委員)
- ・ 研究者にも倫理規定やデータ管理の講習を義務付けることがあってもよいのではないか。(山口委員)
- ・ 学会レベルで倫理規定を作ってもらうことも考えられるのではないか。(廣松座長)

《提供された結果表の利用後の措置について》

- ・ 一橋大学では使用中にディスクに保管しない等、厳格に明記されているので、使用中の管理に関する規定もあった方がよいのではないか。(玄田委員)
- ・ 利用目的の範囲内で利用することでよいとしても、使用期間内の管理の仕方は明記した方がよい(廣松座長)
- ・ オーダーメイド集計を利用して論文を発表した後、本を作りたいとして集計結果を組み替えた場合はどうなるのか。(廣松座長)

運用は利用目的に記載したもののみであり、再集計する場合は、再度申出の必要がある。なお、発表した論文をまとめて本にして出版するのであれば、申出の際に、論文を発表することと併せて本にして出版もするということを予め記載してもらえばよい。(事務局)

《利用促進について》

- ・ 学会に一定の協力を求めてもよいのではないか。(椿委員)

《ペナルティについて》

- ・ 不適切利用にもレベルの差があるので、悪質なものには永久に提供しないということも考えられるのではないか。(椿委員)
- ・ ペナルティの判断主体がどこかを明確にすべき。(玄田委員)

《レプリカデータについて》

- ・ 学会で受けていただいて、疑似データを作成してもらうことにすれば、統計法でいう匿名データに当たらないのではないか。(廣松座長)

《その他》

- ・ 申請件数が多くなった場合は許容量を超えてしまうので、何件以上は数を絞るというような客観的な基準がないと困る。(厚生労働省)

何件以上だと業務に支障が出るということは、各府省でしか判断できない。このため、各府省で受けられる範囲を適切に見積もって運用していただくことになる。(事務局)

一橋大学では、規定しているわけではないが、同じ申請者が同時に申請できるのは2件までとしている。事務処理上の問題ではなく、利用期間を6ヶ月間と規定しているため、同時に何件も学術研究ができるとは考えられないという観点から2件としている。(山口委員)

- ・ 申請書類の中に他の申請の情報を求めることがあってもいいかもしれない。(玄田委員)
- 匿名データに関しては、マッチングで個体の識別がなされる可能性があるため、申請書の中に他の情報とのマッチングはしない旨の誓約を入れることも考えられる。(事務局)
- ・ ペナルティとして、省庁間で不適切な利用をした者にデータを提供しないことにしても、名前の公表はできないとすると省庁間での情報共有は認められるのか、また、違法があった

事例を学会に通報すべきなのか、通報はできないのか、整理してほしい。（厚生労働省）

議題2 二次的利用の推進方針の在り方について

事務局より、資料2に基づき、制度発足当初の二次利用のサービス提供の在り方について説明を行った。

主な意見等は次のとおり。

- ・ 基本計画に記載してはどうかと提案されている取組み事項について、調査実施部局にとっては、現在の人的・財政的リソースでは厳しいという意見もある。ただし、二次利用は統計法改正の目玉であり、既に提供の要望もあるため、統計法施行時に制度が動かないと大きな期待が不満に転化してしまう恐れがある。（廣松座長）
- ・ 二次利用の制度が適切に立ち上がり、円滑に運用されるためには、実績を積んでニーズの拡大を図ることが現実的であり、そうすることが将来の統計データアーカイブの整備にもつながると思われる。（廣松座長）

その他

研究会報告中間とりまとめ案については、意見があれば6月23日までに事務局に提出することとし、各委員からの意見を踏まえて座長一任としてとりまとめとすることとした。

（文責…総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室）